

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2023年10月30日(月)

今週のことば

定額減税

納税者の所得に関係なく所得税と住民税から一定額を控除する政策。政府は扶養家族を含めて1人あたり4万円(所得税3万円+住民税1万円)の減税を実施する方針。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

10/30(月) 赤口
31(火) 先勝 ハロウィン、8月決算法人の確定申告ほか
11/ 1(水) 友引
2(木) 先負
3(金) 仏滅 文化の日、文化勲章親授式
4(土) 大安 消費者センター開設記念日
5(日) 赤口

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
10/23(月)	30,999 ▼260	149.90 △0.07
24(火)	31,062 △63	149.47 △0.43
25(水)	31,270 △208	149.90 ▼0.43
26(木)	30,602 ▼668	150.46 ▼0.56
27(金)	30,992 △390	150.15 △0.31

インボイス制度での売手負担の振込手数料

取引先から売上代金が支払われる際に請求金額から振込手数料を差し引いて支払われることで、売手が振込手数料相当額を負担するケースがあります。

◆ 売手が振込手数料を負担する場合の取扱い

インボイス制度において、売手が負担する振込手数料相当額の対応は次のように分けられます。なお、②又は③の対応は一定規模以下の事業者の場合、「少額特例」の適用により一定事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

①振込手数料相当額を「売上値引き」とする場合…
…売上に係る対価の返還等として原則、買手に対して返還インボイスの交付が必要となりますが、通常、振込手数料は1万円未満のため「少額な返還インボイスの交付義務免除」の措置により不要です。なお、「支払手数料」として経理処理をした場合でも、消費税法上は対価の返還等とすることが認められます。

②買手から「代金決済上の役務提供を受けた対価」とする場合…
…買手から振込手数料相当額のインボイスの交付を受けることで仕入税額控除ができます。または売手が差し引かれた振込手数料相当額についての仕入明細書等を作成し、買手の確認を受けることで仕入税額控除を行うこともできます。

③買手が売手に代わって振込手数料を「立替払した」とする場合…
…買手が金融機関から受け取った振込手数料に係るインボイスと、買手が作成した立替金精算書等の交付を受けることで、仕入税額控除を行います。なお、金融機関のATMから振込みが行われた場合は自動販売機特例(インボイス交付免除)の対象となるため、振込手数料に係るインボイスと立替金精算書等は不要となります。

■ この記事の詳細は、情報BOX201541

12月から検知器でのアルコールチェック義務

道路交通法施行規則の改正によって、業務使用の自動車(白ナンバー)が一定台数以上であり安全運転管理者の選任が必要な事業所(乗車定員11人以上の自動車1台以上、又はその他の自動車5台以上を使用)は、本年12月からアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が義務化されます。

これにより、安全運転管理者は検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無を確認するとともに、その内容を記録して1年間保存すること及び検知器を常時有効に保持することが義務となります。

なお、昨年10月から安全運転管理者の選任義務違反に対する罰則が、罰金50万円以下に引き上げられています。

★★★ 11月のチェックポイント ★★★

- ※11月は「下請取引適正化推進月間」です。
- ※年末調整の準備。「配偶者控除等申告書」「保険料控除申告書」等を受理して内容を確認します。なお、年の中途で再就職した方は、前職分の「源泉徴収票」を取り寄せるよう依頼します。
- ※年末の資金計画を確認し、得意先管理の徹底と売掛金回収に努めます。借入が必要ななら早めに金融機関に提出する資料の作成をします。
- ※人材不足が年々高まる中、繁忙期に必要な要員と時給などを決めて、早めに募集をかけます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

インボイス制度における売手負担の振込手数料に関する対応

令和5年10月1日からインボイス制度が始まり、インボイス発行事業者が行う課税資産の譲渡等についてはインボイスの交付義務等が課され、課税事業者（簡易課税の適用事業者等を除く）が行う課税仕入れについては仕入税額控除の要件としてインボイス等の保存が必要となりました。

◆売手が負担する振込手数料に関する対応

インボイス発行事業者である売手からの代金請求について、買手が振込手数料相当額を請求金額から差し引いて支払うことで売手が振込手数料相当額を負担するケースがあります。この場合の振込手数料の処理方法については取引当事者間の契約関係等により、次のように振込手数料相当額を売上げに係る対価の返還等として処理する場合、又は支払手数料として処理する場合（立替金とする場合も含む）に対応が分けられます。

①売手が振込手数料相当額を売上値引きとする場合

売手が負担する振込手数料相当額について売上値引きとする場合、売上げに係る対価の返還等を行っていることとなりますので、原則として、買手に対して返還インボイス（適格返還請求書）を交付する必要がありますが、一般的に振込手数料相当額は1万円未満となるので、その場合は「少額な対価返還等に係る返還インボイスの交付義務免除※」により、返還インボイスの交付は必要ありません。

また、売手が買手に対して売上げに係る対価の返還等を行った場合の適用税率は、売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等の適用税率に従うため、軽減税率（8%）の課税資産の譲渡等を対象とした振込手数料相当額の売上値引きには軽減税率（8%）が適用されます。

なお、経理処理を支払手数料としつつ、消費税法上は売上げに係る対価の返還等とすることも認められます。この場合、適用税率に応じた区分のほか、帳簿に売上げに係る対価の返還等に係る事項を記載する必要があります。

※「少額な対価返還等に係る返還インボイスの交付義務免除」は、インボイス発行事業者が行った課税資産の譲渡等について、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合に、その金額が税込1万円未満であれば返還インボイスの交付義務が免除される措置です。この措置は適用期限や適用対象者に制限はありません。

②振込手数料相当額について、売手が買手から「代金決済上の役務提供（支払方法の指定に係る便宜）」を受けた対価とする場合

売手から買手に対する課税資産の譲渡等と、買手から売手に対する代金決済上の役務の提供は、それぞれ異なる課税資産の譲渡等として処理します。したがって、売手は請求金額から差し引かれた振込手数料相当額について、仕入税額控除の適用を受けるためには、買手から交付を受けたインボイスの保存が必要となります。

なお、売手が請求金額から差し引かれた振込手数料相当額について仕入明細書等を作成し、買手の確認を受けることで仕入税額控除を行うこともできます。

※一定規模以下の事業者（前々年度の課税売上1億円以下、又は前年度上半期の課税売上5千万円以下）については「少額特例」により、令和5年10月1日～令和11年9月30日までの間に行う税込1万円未満の課税仕入れは、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができます。

③買手が売手に代わって振込手数料を立替払したものとする場合

売手は、買手が金融機関から受け取った振込手数料に係るインボイス及び買手が作成した立替金精算書等の交付を受けることで、振込手数料に係る仕入税額控除を行うこととなります（買手が請求金額から差し引く金額は金融機関の振込手数料と同額であること）。

なお、買手が金融機関のATMを使って振込手続を行った場合、当該ATM手数料はインボイスの交付義務が免除される自動販売機特例（税込3万円未満）の対象となるため、買手が金融機関から受け取ったインボイス及び買手が作成した立替金精算書等の保存は不要となります。この場合、売手は買手が差し引いた金額が振込手数料であること及び立替えでの支払が金融機関のATMでの振込みであることを確認した上で、一定の要件の下で帳簿のみの保存により仕入税額控除を行うことが可能となります。

※②と同様に一定規模以下の事業者については「少額特例」の適用を受けることができるため、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができます。